

政令第 号

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とする。

理 由

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。